

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (総務部総務課)	60
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (総務部総務課)	61
○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… (職員事務課)	62
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (職員事務課)	63
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… (情報政策課)	64
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の解除…………… (循環型社会推進課)	64
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請…………… (農地調整課)	65
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	65
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	65
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	66
○水防警報を行う河川の指定…………… (維持管理防災課)	66
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	66
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	69
○津波災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	71

公 表

○水防法による洪水浸水想定区域の指定…………… (維持管理防災課)	72
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	73

告 示

北海道告示第27号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和4年1月21日に一般競争入札の公告を行う次の契約

ア 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用A)の需給契約

イ 北海道指定庁舎等で使用する電力(業務用B)の需給契約

ア及びイについては、それぞれの契約とする。

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約において50キロワット以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年1月21日(金)から同月25日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5891

北海道告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用A）

(ア) 業務用電力（一般）

- a 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 3,385kW
b 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価) 6,119,900kWh

(イ) 業務用電力（休日平日別）

- a 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 1,783kW
b 電力量料金（平日）(使用電力量1kWh当たりの単価) 3,701,100kWh
c 電力量料金（休日）(使用電力量1kWh当たりの単価) 864,900kWh

(ウ) 業務用電力（時間帯別）

- a 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 30kW
b 電力量料金（昼間）(使用電力量1kWh当たりの単価) 21,000kWh
c 電力量料金（夜間）(使用電力量1kWh当たりの単価) 21,700kWh

イ 北海道指定庁舎等で使用する電力（業務用B）

(ア) 業務用電力（一般）

- a 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 418kW
b 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価) 1,523,200kWh

(イ) 業務用電力（休日平日別）

- a 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 817kW
b 電力量料金（平日）(使用電力量1kWh当たりの単価) 2,305,500kWh
c 電力量料金（休日）(使用電力量1kWh当たりの単価) 969,000kWh

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道告示第27号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターB（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 令和4年2月1日（火）午前11時（送付による場合は、同年1月31日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総金額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部総務課
イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電話番号 011-204-5891

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (A)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

- ・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 3,385 kW
- ・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 6,119,900 kWh

(b) Contract type : Commercial power (by holiday weekday)

- ・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,783 kW
- ・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 3,701,100 kWh
- ・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 864,900 kWh

(c) Contract type : Commercial power (by timezone)

- ・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 30 kW
- ・ A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the year : 21,000 kWh
- ・ A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the year : 21,700 kWh

b Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government (B)

(a) Contract type : Commercial power (standard)

- ・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 418 kW
 - ・ A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 1,523,200 kWh
- (b) Contract type : Commercial power (by holiday weekday)
- ・ A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 817 kW
 - ・ A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 2,305,500 kWh
 - ・ A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 969,000 kWh

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 1, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than January 31, 2022)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5891

北海道告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 令和4年1月21日に一般競争入札の公告を行う北海道庁物品託送業務契約

(2) 資格 北海道庁物品託送業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 北海道庁物品託送業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 令和4年1月1日において引き続き1年以上運送事業を営んでいる者であること。

(2) 令和4年1月1日を基準日とし、過去2年間に、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

- (3) 道が契約する地域に向けた運送を確保することができること。
- (4) 宅配便の貴重品の取扱いができること。
- (5) 午後5時までに、集荷作業（荷物と伝票を受け取り、内容を確認の上、配送伝票を担当者に渡すこと）を終えることができるように、指定施設（荷物発送室）に集荷人を派遣することができること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(1)及び(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和4年1月21日（金）から同年2月17日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部人事局職員事務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/skj/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課収発係
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5570

北海道告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 調達をする特定役務の名称 北海道庁物品託送業務（1個当たりの単価）
- イ 調達予定数量 メール便 45,200個
宅 配 便 64,512個

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道告示第29号に規定する北海道庁物品託送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部人事局職員事務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階職員厚生課会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事局職員事務課収発係）
- (2) 入 札 日 時 令和4年3月3日（木）午前10時（送付による場合は、同月2日（水）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道総務部人事局職員事務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/skj/index.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部人事局職員事務課収発係
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5570

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
a Mail Service 45,200
b Home Delivery 64,512
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 3, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than March 2, 2022)
C Contact : Officials Administration Division, Bureau of Personnel, Department of
General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo
060-8588 Japan
Phone : 011-204-5570

北海道告示第31号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) パーソナルコンピュータ 一式 1台分
(2) パーソナルコンピュータ 一式 322台分
2 落札を決定した日
令和3年11月16日
3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
(2)ア 氏 名 株式会社HBA
イ 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
4 落札金額
(1) 217,250円
(2) 48,879,600円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和3年10月22日付け北海道告示第687号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 6台分
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 4台分
2 落札を決定した日
令和3年11月16日
3 落札者の氏名及び住所
(1)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
(2)ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
4 落札金額
(1) 21,516円
(2) 12,760円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和3年10月22日付け北海道告示第688号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第33号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 令和3年北海道告示第640号1により指定した区域（樺戸郡月形町字知来乙264番1の一部、字南耕地1番9の一部）の全部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第34号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確認できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名
- | 所在及び地番 | 地目 | 面積 (㎡) | 所有者等の住所及び氏名 |
|------------|----|--------|----------------|
| 江別市角山345番3 | 畑 | 4,766 | 江別市上江別南町11番地の1 |
| 江別市角山545番4 | 畑 | 14,925 | 西山 巖 |
- 2 申請に係る農地の利用の現況
- 農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実に認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
- 中間管理事業を活用し、担い手に貸付けを行う。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

- (1) 希望する利用権の始期

令和4年4月11日

- (2) 存続期間

10年

- (3) 借賃に相当する補償金の額

200,000円

- 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限

令和4年2月4日

- (2) 提出先

北海道農政部農業経営局農地調整課

- (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

北海道告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和4年1月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
突出	区画整理、暗渠排水	北海道空知総合振興局
兵村北	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局

北海道告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町光栄379の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第37号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石川上318の2(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第38号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第39号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

水系名	河川名	水防警報区
尻別川	尻別川	磯谷郡蘭越町蘭越町403-1番地先の北海道指定区間下流端(kp24.2)から 虻田郡ニセコ町有島26-3番地先の改修工事上流端(kp44.4)まで
		磯谷郡蘭越町豊国155番地先の北海道指定区間下流端(kp24.2)から 虻田郡ニセコ町曾我583-3番地先の改修工事上流端(kp44.4)まで

北海道告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 黒岩山北沢(Ⅱ-41-0280)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡当麻町中央(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開明の沢川(Ⅱ-41-0260)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡当麻町開明(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鍾乳洞沢(Ⅱ-41-0250)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 上川郡当麻町開明(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 開明(4-10-232)

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡当麻町開明2区、緑郷5区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東（4-11-233）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡当麻町東1区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
モイワ山の沢川（Ⅱ-83-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
広尾郡大樹町字萌和、中川郡幕別町忠類共栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
生花一の沢川（Ⅱ-83-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
広尾郡大樹町字生花（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
生花二の沢川（Ⅱ-83-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
広尾郡大樹町字生花（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大口の沢（Ⅱ-26-0550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区愛知（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 片桐の沢（Ⅱ-26-0560）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区愛知（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大成花歌（Ⅰ-2-551-1589）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区花歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宮野（2-13-136）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区宮野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
太櫓越川（2-14-137）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区宮野、平浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
近藤八四郎の沢（Ⅱ-26-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区二俣（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
泰野の沢（Ⅱ-26-0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区共和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐々木の沢（Ⅱ-26-0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ホテルリージョンの沢（Ⅰ-26-0580）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
両坂の沢（Ⅱ-26-0590）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
加藤の沢（Ⅱ-26-0600）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
青木の沢（Ⅱ-26-0620）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西川の沢（Ⅱ-26-0630）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
泉沢川（Ⅰ-26-0660）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区若松（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校の沢（2-18-141）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区小川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
二俣（〈2〉-2-4）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区二俣（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
信香台（〈3〉-2-371-369-0001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区小川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
若狭の沢（Ⅱ-26-0920）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区西丹羽（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平田の沢（Ⅱ-26-0960）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区東大里（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
植田の沢（Ⅱ-26-1080）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区共和（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中田の沢（Ⅱ-26-1090）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区共和（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
矢瀨（2-17-140）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区松岡（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
 - 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
最内（(2)-2-3）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
久遠郡せたな町瀬棚区共和（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年1月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
屏風山沢（Ⅱ-41-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡当麻町緑郷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
石渡の沢川（Ⅱ-41-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡当麻町開明（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
当麻開明4区（Ⅰ-4-16-2159）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡当麻町開明4区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
住吉の沢川（Ⅱ-83-0050）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡大樹町字光地園、字大全（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大光の沢川（Ⅱ-83-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 広尾郡大樹町字幸徳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大樹幸徳（Ⅱ－８－３５－２０４２）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡大樹町字幸徳（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大樹松山（Ⅱ－８－３６－２０４３）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
広尾郡大樹町東本通、双葉町、松山町、仲通（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成湯の尻（Ⅰ－２－５５２－１５９０）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区花歌（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
大成宮野１（Ⅱ－２－３５３－１１３６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町大成区宮野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山栄１（Ⅱ－２－３６３－１１４６）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山栄２（Ⅱ－２－３６４－１１４７）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山栄３（Ⅱ－２－３６５－１１４８）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
北檜山栄４（Ⅱ－２－３６６－１１４９）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>山田の沢（Ⅱ-26-0610）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区栄（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚共和（Ⅱ-2-371-1154）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区共和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 瀬棚共和-1（Ⅱ-2-371-1154-1）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区共和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 荷卸松沢（Ⅱ-26-0940）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区西丹羽（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 中谷の沢（Ⅱ-26-0950）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町瀬棚区西大里（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 山崎の沢（Ⅱ-26-0370）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 久遠郡せたな町北檜山区共和（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第42号</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。</p> <p>令和4年1月21日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 鈴木直道</p> <p>1(1) 津波災害警戒区域の表示</p> <p>ア 市町村 白糠郡白糠町</p> <p>イ 大字等 イワイト、カリソ、キラコタン、コイトイ、タンネニー、チカヨップ、チプタナイ、トウバラベツ、フサラカオマナイ、ポンビラ、マサルカ、工業団地1丁目、工業団地2丁目、工業団地3丁目、工業団地4丁目、刺牛、刺牛1丁目、刺牛2丁目、刺牛3丁目、庶路、庶路1丁目、庶路2丁目、庶路マサルカ、庶路乙区、庶路基線、庶路宮下1丁目、庶路宮下2丁目、庶路宮下3丁目、庶路宮下4丁目、庶路宮下5丁目、庶路宮下6丁目、庶路宮下7丁目、庶路甲区、庶路西1線、庶路西5線、庶路東1線、庶路丙区、西1条南1丁目、西1条南2丁目、西1条南3丁目、西1条南4丁目、西1条北1丁目、西1条北2丁目、西1条北3丁目、西1条北4丁目、西1条北5丁目、西1条北6丁目、西1条北7丁目、西1条北8丁目、西1条北9丁目、西1条北10丁目、西1条北11丁目、西2条南3丁目、西2条北6丁目、西2条北7丁目、西2条北8丁目、西2条北9丁目、西2条北10丁目、西2条北11丁目、西3条北1丁目、西3条北2丁目、西3条北7</p>
--	---

丁目、西3条北8丁目、西3条北9丁目、西3条北10丁目、西3条北11丁目、西4条北1丁目、西4条北2丁目、西5条北1丁目、西5条北2丁目、西6条北1丁目、西庶路学園通1丁目、西庶路西1条南1丁目、西庶路西1条南2丁目、西庶路西1条南3丁目、西庶路西1条南4丁目、西庶路西1条北1丁目、西庶路西1条北2丁目、西庶路西1条北3丁目、西庶路西1条北4丁目、西庶路西1条北5丁目、西庶路西2条南1丁目、西庶路西2条南2丁目、西庶路西2条南3丁目、西庶路西2条南4丁目、西庶路西2条北1丁目、西庶路西2条北2丁目、西庶路西3条南1丁目、西庶路西3条南2丁目、西庶路西3条南3丁目、西庶路西3条北1丁目、西庶路西4条南1丁目、西庶路西4条南2丁目、西庶路西4条南3丁目、西庶路西5条南1丁目、西庶路西5条南2丁目、西庶路東1条南1丁目、西庶路東1条南2丁目、西庶路東1条南3丁目、西庶路東1条南4丁目、西庶路東1条北1丁目、西庶路東1条北2丁目、西庶路東1条北3丁目、西庶路東1条北4丁目、西庶路東1条北5丁目、西庶路東2条南1丁目、西庶路東2条南2丁目、西庶路東2条南3丁目、西庶路東2条南4丁目、西庶路東2条北1丁目、西庶路東2条北2丁目、西庶路東2条北3丁目、西庶路東2条北4丁目、西庶路東2条北5丁目、西庶路東3条南1丁目、西庶路東3条南2丁目、西庶路東3条南3丁目、西庶路東3条南4丁目、西庶路東3条北1丁目、西庶路東3条北2丁目、西庶路東3条北3丁目、西庶路東3条北4丁目、西庶路東3条北5丁目、石炭崎、大楽毛、茶路、茶路乙、茶路基線、茶路基線西1線、茶路西1線、茶路西1線西2線、茶路西2線、茶路東1線、茶路丙、東1条南1丁目、東1条南2丁目、東1条南3丁目、東1条南4丁目、東1条北1丁目、東1条北2丁目、東1条北3丁目、東1条北4丁目、東1条北5丁目、東1条北6丁目、東1条北7丁目、東1条北8丁目、東1条北9丁目、東1条北10丁目、東1条北11丁目、東2条南1丁目、東2条南2丁目、東2条南3丁目、東2条北1丁目、東2条北2丁目、東2条北3丁目、東2条北4丁目、東2条北5丁目、東2条北6丁目、東2条北7丁目、東2条北8丁目、東2条北9丁目、東2条北10丁目、東2条北11丁目、東3条南1丁目、東3条南2丁目、東3条北1丁目、東3条北2丁目、東3条北3丁目、東3条北4丁目、東3条北5丁目、泊、白糠、白糠甲区、岬1丁目、岬2丁目、岬3丁目、恋問1丁目、恋問2丁目、恋問3丁目、恋問4丁目、恋問5丁目、恋問6丁目、和天別（次の図のとおり）

- (2) 基準水位 次の図のとおり
 2(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 北斗市
 イ 大字等 一本木、押上、押上1丁目、押上2丁目、館野、久根別1丁目、久根別2丁目、久根別3丁目、久根別4丁目、久根別5丁目、公園通1丁目、桜岱、三ツ石、三ツ石1丁目、三ツ石2丁目、三好、七重浜1丁目、七重浜2丁目、七重浜3丁目、七重浜4丁目、七重浜5丁目、七重浜6丁目、七重浜7丁目、七重浜8丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、常盤1丁目、常盤2丁目、常盤3丁目、水無、清川、千代田、大工川、大工川1丁目、大工川2丁目、谷好1丁目、谷好2丁目、谷好3丁目、谷好4丁目、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中野、中野通、中野通1丁目、中野通2丁目、中野通3丁目、追分、追分1丁目、追分2丁目、追分3丁目、追分4丁目、追分5丁目、追分6丁目、追分7丁目、添山、東浜1丁目、東浜2丁目、当別、当別1丁目、当別2丁目、当別3丁目、当別4丁目、萩野、飯生1丁目、飯生2丁目、飯生3丁目、富川1丁目、富川2丁目、富川町、茂辺地、茂辺地1丁目、茂辺地2丁目、茂辺地3丁目、茂辺地4丁目、茂辺地5丁目、矢不來、茂辺地市ノ渡（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

3(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 檜山郡江差町
 イ 大字等 字津花町、字姥神町、字中歌町、字豊川町、字新栄町、字愛宕町、字海岸町、字陣屋町、字茂尻町、字南浜町、字柏町、字椴川町、字鷗島、字砂川、字東山、字南が丘、字田沢町、字大濶町、字泊町、字尾山町、字伏木戸町、字柳崎町、字水堀町、字五厘沢町、字越前町、字中網町（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

令和4年1月21日

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年1月21日

北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
道立学校指導者用タブレット端末 一式 77台分
- 2 落札を決定した日
令和3年12月23日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地
- 4 落札金額
2,464,770円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和3年11月26日付け北海道教育庁空知教育局告示第111号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

正 誤

○令和3年7月2日（本号第220号）

北海道告示第469号（救急病院及び救急診療所の認定の一部改正）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

2 左 2

誤 下川町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

正 和寒町の項を削る。

ページ

2 左 6

誤

正

下川町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

欄 行

左 6

興部町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。

滝上町の項を削る。

興部町の項中「平成33. 6.30」を「令和 6. 6.30」に改める。